

大人が知っておきたい 「いじめ」のこと

～「いじめをしない させない 見逃さない」安心できる社会を目指して～



「いじめ」は、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。子どもたちだけの問題とせず、周囲の大人が「いじめ」に対してできることを知り、子どもたちが安心できる社会を一緒に目指しましょう。

いじめの定義

児童生徒が、一定の人間関係のある他の児童生徒から、心理的又は物理的な影響のある行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受け、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条より）

ポイント1

本人が「悲しい」「つらい」「苦しい」と感じていたら、それは「いじめ」です。

からかい、冷やかしであっても、その対象となった本人が心身の苦痛を感じていれば、たとえそれらの行為をした人に悪意がなくても、「いじめ」となります。一人ひとりの子どもを守るために子どもの主観を大切にしています。

あれ？大丈夫かな？と思うことが第一歩！



ポイント2

「いじめ」は学校だけで起こるものではありません。

公園や塾など、学校内外問わず「いじめ」は起こります。また、最近はSNSなどのデジタル空間でも起きています。スマートフォンを通じて、24時間どこでもつながる時代。知らず知らずのうちに誰かを傷つけたり、傷つけられたりすることもあります。

これっていじめ?

case
01

下校時の通学路で、AさんがBさんの給食袋を取って投げ、Bさんは涙目になっている。



A

「いじめ」になる

- 1対1でも嫌な思いをしたら、「いじめ」です。
- 通学路や公園での出来事も、「いじめ」です。

大人ができること

- ✔️ 心配な状況を見かけたら、その場で声をかけ、注意する。
- ✔️ 学校など関係機関に伝える。



case
02

キッズクラブで、Aさんが外遊びをしているときに、BさんがAさんの上履きを隠した。



A

「いじめ」になる

- 学校以外の居場所での出来事も、「いじめ」です。

大人ができること

- ✔️ まずは、子どもに寄り添い、話を聴く。
- ✔️ 明らかに人を傷つける言動をしている場合は、注意する。
- ✔️ 保護者や学校に情報共有する。



case
03

AさんがBさんの顔写真を勝手に加工し、その写真を無断でチャットグループに送信した。



A

「いじめ」になる

- Aさんに悪意がなくても、Bさんが嫌な思いをしたら、「いじめ」です。
- グループ内での無視や仲間外れは、「いじめ」です。

大人ができること

- ✔️ SNSを使うときのルールを子どもと一緒に確認する。



SNSいじめの特徴

匿名性

相手が誰か分からないまま攻撃されることもあります

拡散性

一度投稿された内容は、瞬間に広がります

常時接続

学校が終わっても、いじめが終わりません

証拠が残る

スクリーンショットなどで記録が残ります

など...

軽い冗談のつもりで送ったメッセージが、相手を深く傷つけているかもしれません。見えにくいので、誰にも相談できず孤立してしまうこともあります。

スマホ・SNSの利用については、こちらも参考にしてください。



スマホ・SNS利用リーフレット (保護者向け)

大人のあなたができること



日頃から 子どもの話を聴くこと

いつも感じていること、周りの子の様子について、子どもたちの話を日頃から聴いてみましょう。

話をしていく中で、ちょっとした心の変化や友達との関係性について、何か分かることがあるかもしれませんし、何かあった時に普段の様子と違うことに気付けるようになります。

日頃から子どもたちとコミュニケーションをとることが、いざというときに子どもたちを助ける大人になる第一歩です。「うちの子は大丈夫」と思わず、どの子にも起こり得ることとして受け止めましょう。

子どもたちの声

子どものことをよく観察して、変化があれば、何があったか聞いてほしい。



何でも相談に乗ってほしい。
最後まで話を聴いてほしい。

大丈夫かな?と思ったら...

積極的に「どうしたの?」 と声をかける

ぼんやりとすることが多くなった、口数が少なくなるなど落ち込んだ様子が見られる、友達を中傷する言動が目立つなど、心配な様子が見られたら、積極的に声をかけてみましょう。

子どもから相談されたときの

ポイント

- ♥ 相手の姿勢や呼吸に合わせて、話を聴く。
- ♥ うなずき、あいづちをうち、丁寧に話を聴く。
- ♥ 相手の話のキーワードをそのままつぶやくように繰り返す。
- ♥ 相手の話の背後にある気持ちを感じ取って伝える。
- ♥ うまく言葉に表せないものは、言語化して伝える。

相談機関を紹介する

話を聴いた後、何か答えが出せなくても、相談機関に繋がったり、相談先を教えたりすることで、子どもの心を救うことができます。

24時間子どもSOSダイヤル

☎0120-078310(365日24時間体制) フリーダイヤル

学校生活あんしんダイヤル

横浜市電子申請システム(右の2次元コード)から相談できます。



他にも相談機関があります。

(横浜市ホームページ)

教育相談



【子ども向け】
相談したいと
思ったら



見守りを続ける

声をかけることが難しい場合は、いざというときに、助けられるよう見守りを続けましょう。

子どもたちの声

自分から話すタイミングを待ってほしい。



誰にも知られずに話を聴いてほしい。

子どもが通っている学校や相談機関へ伝える



子どもの様子で気になることがあれば、子どもが通っている学校に伝えてください。学校に直接相談しにくいことがある場合や、子どもが通っている学校が分からない場合は、所管する教育委員会の部署に伝えてください。

学校

担任の先生、学年主任の先生、専任の先生、保健室の先生、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※、副校長先生、校長先生等 誰にでも相談してください。
※保護者の方で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談したい場合は、学校の先生にお知らせください。

専任の先生って？

原則、クラス担任をせずに、児童生徒の支援や指導を担当する先生。いじめ等の未然防止、早期発見、早期解決のため、校内の中心的な役割を担っています。児童生徒だけでなく、保護者や地域の人からの相談窓口でもあります。横浜市では、全小中学校に配置しています。



学校以外の問合せ先

市立小学校・中学校を所管する各方面学校教育事務所

- 東部（神奈川区、鶴見区、中区、西区、南区）
☎045-411-0608
- 西部（旭区、泉区、瀬谷区、保土ケ谷区）
☎045-336-3743
- 南部（磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区）
☎045-843-6408
- 北部（青葉区、港北区、都筑区、緑区）
☎045-944-5978

市立高等学校（附属中学校を含む）

高校教育課 ☎045-671-3272

市立特別支援学校

特別支援教育課 ☎045-671-3958

いじめられている・いじめているのサイン



いじめられている子どもの例

- 朝なかなか起きてこない、登校を渋る
- よくため息をつく
- 口数が少なくなる、学校や友達の話をさけるようになる
- ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりする
- 学習意欲が低下する
- おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる
- 友達関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる
- 持ち物等に落書きや破損等が見られる（その理由を言いたがらない等）
- 見た覚えのない物を持っている、大切にしていた物がなくなる
- お金を持ち出したり、頻繁に要求したりする
- スマートフォンに入る連絡に過剰に反応する、いつも気にしている



いじめている子どもの例

- 暴力的な言動が目立つ
- 金銭の使い方が派手になる
- 時間にルーズになる
- 普段持っていない物を持っている
- 友達を中傷する言動が目立つ
- 友達との間に上下関係が感じられるようになる
- 学校や友達の話題をさけるようになる

誰でも、「いじめられる人」「いじめている人」「いじめを見て楽しんでる人」「見て見ぬふりをする人」になる可能性があります。

何かサインを見つけたり、子どもから話を聴いたりしたら、勇気をもって話してくれたその子を認め、一緒に解決方法を考えましょう。

